



県章

# 山形県公報

平成28年2月2日(火)

第2718号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……111
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……112
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……113
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農政企画課) ……114
- 一般競争入札の公告……………(こころの医療センター) ……115

## 告 示

### 山形県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社田沢砂利工業 米沢市大字口田沢字他屋原五2444番地の1	訪問介護ステーション「向日葵(ひまわり)」 米沢市大字口田沢字他屋原五2444番地の1	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平成28. 1. 31

### 山形県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
畑中2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
板古-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

板古－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
根岸山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
裏山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
裏山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
浦山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
浦山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高島町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
畑中2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
板古－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
板古－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
根岸山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
裏山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
裏山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

坂ノ下-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
浦山-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
浦山-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高島町役場において縦覧に供する。

### 山形県告示第99号

次の開発行為は、完了した。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年8月20日 指令村総建第66号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市鷺ノ森二丁目4372番1、4373番、4374番2、4383番2、4383番16、4383番17、4383番18、4383番19、4383番20、4383番21、4383番22、4383番23、4383番24、4383番25、4383番26、4383番27、4383番28、4383番29、5123番11の一部及び5123番12の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東根市大林一丁目1番25-112号 みどり不動産株式会社

東根市新田町一丁目1番6 片桐土地企画 片桐勝寿

### 山形県告示第100号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 大字漆山字北道上2579番地の2 」 を 「 流通センター二丁目3番地 」 に改める。

#### 附 則

この規程は、平成28年2月8日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成28年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人鶴岡ダルク

(2) 代表者の氏名

荻原 聡

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市中山字瓜沢60番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症や他の依存症で苦しんでいる人たちに対して、回復したいという意志を基に、回復のためのプログラムを提供し、回復の手助けをする。そして、依存症者が自分の望む場所で生活し、自分の望む社会的役割を担うことができるように支援活動を行うことで、社会貢献に寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農政企画課及び各総合支庁産業経済部農業振興課において平成28年2月16日まで縦覧に供する。

平成28年2月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	12者	山形市東二位田112番ほか508筆
上山市	13者	上山市牧野字三ノ木482番ほか48筆
天童市	19者	天童市大字成生字仲田2458番ほか91筆
山辺町	3者	東村山郡山辺町大字山辺字立道6334番ほか2筆
寒河江市	29者	寒河江市大字寒河江字起田野588番ほか78筆
河北町	70者	西村山郡河北町西里字下楨6084番ほか718筆
大江町	1者	西村山郡大江町大字左沢字金谷2430番8ほか2筆
村山市	37者	村山市大字白鳥字長峯3435番ほか303筆
尾花沢市	31者	尾花沢市大字六沢字東裏813番ほか175筆
大石田町	2者	北村山郡大石田町大字横山字広面4768番ほか3筆
新庄市	14者	新庄市大字升形字上海旦1217番1ほか96筆
金山町	7者	最上郡金山町大字金山字魚清水990番ほか32筆
最上町	14者	最上郡最上町大字本城字大久保1794番1ほか63筆
舟形町	4者	最上郡舟形町長沢字大平7613番1ほか24筆
真室川町	11者	最上郡真室川町大字川ノ内字谷口沢1437番13ほか80筆

大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字清水字通り下川原469番3ほか10筆
鮭川村	2者	最上郡鮭川村大字佐渡字沼前3021番2ほか4筆
戸沢村	10者	最上郡戸沢村大字津谷字前田234番ほか73筆
米沢市	19者	米沢市大字上新田字堂田199番3ほか313筆
南陽市	2者	南陽市和田字大田3670番ほか13筆
高島町	10者	東置賜郡高島町大字元和田元中和田字新町2807番ほか38筆
川西町	35者	東置賜郡川西町大字中小松字八日町裏2659番ほか869筆
長井市	35者	長井市成田字杉ノ目2874番ほか180筆
白鷹町	16者	西置賜郡白鷹町大字箕和田字才坂1692番ほか263筆
飯豊町	10者	西置賜郡飯豊町大字萩生字町東3545番ほか67筆
鶴岡市	82者	鶴岡市湯野沢字畑田101番3ほか2, 297筆
酒田市	33者	酒田市千代田字十八町107番ほか6, 372筆
三川町	4者	東田川郡三川町大字角田二口字門前234番ほか14筆
庄内町	92者	東田川郡庄内町余目字下梵天塚131番ほか897筆
遊佐町	20者	飽海郡遊佐町宮田字新出21番ほか2, 771筆

## 2 申請年月日

平成28年1月15日

## 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年2月16日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センター総合医療情報システム整備運用業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年2月2日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 鶴岡市茅原字草見鶴51番地1 山形県立こころの医療センター 中会議室

(2) 日時 平成28年3月14日（月）午後1時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センター総合医療情報システム整備運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成28年3月14日（月）午後1時までに提出すること。

## 3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去6年の間に、日本国内で200床以上の病床を有する精神科を主とした病院の電子カルテを中心とする医療情報システムの整備運用業務を2件以上履行した実績を有する者であること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市茅原草見鶴51番地1 山形県立こころの医療センター総務経営課医事係 電話番号0235(64)8100

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

- (1) 落札者の決定の方法

イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格

点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(ロ) 入札説明書資料5「入札仕様回答書」における全ての回答項目が「○」であること。

ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、山形県立こころの医療センターは調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は山形県立こころの医療センターの行う調査に協力すべきこととする。

ニ 落札決定のときまでに3に掲げる資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

(2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を700点、価格点を300点とする。

(3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。ただし、算出された価格点が300点を超える場合は一律300点とする。

価格点=300点×(1-(入札価格×1.08-低入札価格調査基準価格) / (予定価格-低入札価格調査基準価格))

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）を平成28年2月15日（月）午後3時までに山形県立こころの医療センター総務経営課医事係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立こころの医療センターの都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of services required: Maintenance and operations services for the medical information system of Yamagata Prefectural Mental Care Center: 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. March 14, 2016

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Mental Care Center, 51-1 Aza Somitsuru, Chiwara, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0019 Japan TEL 0235(64)8100

平成28年2月2日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成28年2月2日発行 発行人 山 形 県